



法制審議会 刑事法（性犯罪）部会 御中

2022年6月8日
一般社団法人 Spring
代表理事 佐藤 由紀子
東京都千代田区平河町一丁目 6番 15号 USビル8階
E-mail : lobbying@spring-voice.org

性犯罪に関わる刑事法改正に向けた要望書 (たたき台 第一の三について)

私たちは、性暴力被害者が生きやすい社会の実現を目指して、性被害の実態に即した刑法性犯罪改正に取り組んでいます。

法制審議会刑事法（性犯罪）部会の委員、幹事の皆様には、私たちの願いにこたえてくださり、性暴力被害当事者の実態に即した刑法改正を目指して、議論を積み重ねて下さっていますことに、心より感謝申し上げます。

私たちはこれまでの法制審議会における議論を受け、地位関係性規定創設の項目に特化し、以下の通り要望いたします。

1. 地位・関係性利用規定の創設にあたっては、性暴力被害当事者の実態に即して、「A-1案」にしていただきますようお願いします

第六回法制審議会で提出された検討のためのたたき台では、A-2案で「これを利用して重大な不利益の憂慮をさせることにより」と規定が示されています。この案について私たちは、本当に加害者が正当に裁かれることにつながるのかを懸念しています。

「重大な不利益の憂慮」は、その証拠の認定が非常に難しい（①どういった事実が認められれば、「重大な不利益の憂慮をさせる」と評価されるのかが運用現場では不明な点が多くあり混乱することが懸念される、②「重大な不利益の憂慮」と評価される事実を証拠に基づいて認定することが以下の2つの理由から難しい）ものと考えます。

一定の地位を有する者（学校の教師、スポーツの指導者、障害者施設の職員等）、また一定の関係性を有するもの（祖父母、おじ・おば・いとこ・兄弟姉妹等近親者）から性的な被害を受けるとき、(1)被害者はその地位関係性により、行為者から明示的に「重大な不利益の憂慮」を起こさせるような言葉を伝えられなくても、「重大な不利益の憂慮」を抱いてしまう（大きく抵抗したら、相手を傷つけてしまうのではないか、相手が恥ずかしい思いをしないか、相手がコミュニティにいられなくなってしまうのではないか、自分が相手から不利益な扱いを受けるのではないか、自分がコミュニティにいづらくなってしまうのではないか等の懸念が浮かび、自分自身の行動を縛る）、(2)あるいはその行為が「正しいこと」だと思い込まされる（「18歳未満の場合影響力のある立場の人は拒絶の意思の形成が困難に当たる状況を容易に作り出すことが可能であり、かつ、それが正しいことだと思い込ませる」法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第6回会議、齋藤委員ご発言）ことから、性行為に抗拒できないということが多くの場合で起こります。その場合、被害者の内心の間

題となってしまう、地位関係性を利用した加害行為が加害行為として認定されないのでしょうか？

また、上記のような状態で性加害行為を行われた被害者は、時間の経過によって自身に起きた被害を認識し、PTSD等の精神疾患を発症する事例が頻発しています。

このように、「重大な不利益の憂慮をさせる」といった規定では、加害者が明示的な表現を使わなくとも性加害行為を行えること、あるいは、「正しいこと」と被害者に思い込ませて性加害行為を行えること、そして後に被害者がPTSD等の重い精神疾患を発症させることがありえることなどを鑑みると、運用現場に混乱を招く恐れがあり、加害を加害としてとらえ、被害を被害としてとらえることは困難ではないかと懸念します。

よって、地位・関係性利用規定の創設にあたっては、性暴力被害当事者の実態に即して、「A-1案」にさせていただきますよう、要望いたします。

2. 「重大な不利益の憂慮をさせる」といった規定を設けるとするならば、加害者の「故意」の認定の基準を明確にしてください

刑法で加害者を罰するには、「故意」の認定が必要不可欠となります。

A-2案の「重大な不利益の憂慮をさせることにより」との規定が設けられた場合、一定の地位・関係性を有する加害者が、「自分の地位（あるいは自分と相手との関係性）が相手に重大な不利益の憂慮を起こさせているとは思わなかった」と主張し、その主張が排斥できない場合は、故意が認定できず無罪になるのでしょうか？

上記規定を設けるとするならば、「故意」の認定が検察や裁判官によって判断が分かれることのないよう、基準を明確にしてください（①故意の認定が難しくなるような条文にしないこと、②福岡地裁久留米支部判決（平成31年3月12日）一審無罪、高裁有罪、最高裁有罪確定、のように、判事によって判断が分かれなように研修をしっかりと行うこと）を、要望します。

以上